

吉川市における幸福実感向上を目指したまちづくりのための産業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の産業振興に関し、基本理念及び施策の基本的方針を定めると等により、産業振興施策を総合的に推進し、もって本市の発展を図るとともに、事業者、勤労者及び市民の幸福実感向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利非営利を問わず、市内において事業を営む法人、団体及び個人をいう。
- (2) 勤労者 市内に在勤する者をいう。
- (3) 市民 市内に在住し、又は在学する者をいう。
- (4) 産業経済団体 事業者によって組織された産業振興等を目的とする団体をいう。
- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で市内に所在するものをいう。
- (6) 協働 異なる主体が、課題を解決するために目的意識を共有し、相互の立場及び特性を認識し、及び尊重しながら共通の目標に向かって取組を行うことをいう。

(基本理念)

第3条 事業者、勤労者、市民及び市は、協働に基づいた産業振興施策により、本市の発展を図るとともに、事業者、勤労者及び市民の幸福実感向上を目指したまちづくりを推進する。

(基本的方針)

第4条 産業振興施策の基本的方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 農商工業用地の確保、整備及び保全、新規参入の可能な環境整備、道路網の整備等を推進することにより市内産業基盤の整備を図ること。
- (2) 起業及び創業を推進するとともに、若者、女性、高齢者、障がい者、外国人等（以下「若者等」という。）の活躍できる場の創出等新しい挑戦を推進することにより市内産業の活性化を図ること。
- (3) 事業後継者の計画的な育成、円満な事業売却及び合併等による事業者の円滑な事業承継を推進することにより持続的な雇用及び産業の発展を図ること。
- (4) 事業者の情報発信及び交流、融資制度の拡充、農商工の事業連携、新商品の開発、

販路の拡大等により事業者の経営基盤の強化を図ること。

- (5) 雇用及び就労への支援により事業者の人材確保を推進し、並びにワークライフバランスの推進等を行うことにより若者等多様な勤労者がその能力を最大限に発揮できる環境を目指すこと。
- (6) 職住近接を推進することにより市内経済循環の活性化及び地域の活力向上を図ること。
- (7) 産業経済団体と市の連携の強化を図ることにより地域の活性化を図ること。
- (8) 地域ブランドの創造、販売網の整備等を推進することにより市外との経済循環を活性化すること。
- (9) 市内観光資源の開発及び活用による観光基盤整備を推進し、並びに市と事業者との協働イベント、新商品開発等を推進することにより経済の活性化を図ること。
- (10) 災害時における相互協力の推進等を通し、危機管理体制の強化を図ること。
- (11) 環境負荷を低減する新エネルギーへの転換を推進することにより持続可能な社会の実現を目指すこと。
- (12) 産業を通じた子どもへの教育を推進することにより次世代の地域産業を担う人材の育成を図ること。
- (13) 市民への情報提供を通し、この条例の基本理念の理解を図ることにより協働による産業振興施策を推進すること。
- (14) 産業を通じたシティプロモーションを行うことにより市民の郷土愛を育むこと。

(市の責務)

第5条 市は、前条の基本的方針を総合的かつ計画的に推進するため、必要な調査、研究及び施策の立案を行い、財政上の措置を講ずる。

- 2 市は、吉川市総合振興計画等に基づく施策と産業振興施策の整合を図る。
- 3 市は、国、都道府県その他の関係機関の取組についての情報収集に努める。
- 4 市は、事業者、勤労者、市民及び市による意見交換の場を設けるよう努める。
- 5 市は、産業振興施策について、事業者、勤労者及び市民に情報提供を行い、理解を得るよう努める。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、経済的又は社会的な環境の変化に対応して、自主的に事業活動の維持及び発展に努める。

- 2 事業者は、経営基盤の強化、人材の育成、雇用環境の充実及び円滑な事業承継を図り、勤労者の生活を保障するとともに、高い士気のもとに、勤労者の自発性が発揮される環境を確立するよう努める。
- 3 事業者は、産業経済団体に加入するよう努めるとともに、産業経済団体が行う活動に協力し、事業者間の連携を推進することで市内経済循環を活性化するよう努める。
- 4 事業者は、この条例の基本理念を理解し、市内産業及びまちづくりの発展のため、産業振興施策への協力を努める。
- 5 事業者は、地域社会を構成する一員としての責任を認識し、持続可能で豊かな地域社会の実現に貢献し、勤労者及び市民の幸福実感を向上させるよう努める。

(勤労者の役割)

第7条 勤労者は、この条例の基本理念を理解し、市内産業及びまちづくりの発展のため、産業振興施策への協力を努める。

- 2 勤労者は、自身の知識及び技能が市内産業を支えていることを理解し、勤労を通じて市内産業の振興に寄与するよう努める。
- 3 勤労者は、消費者としての行動が市内産業に与える影響を理解し、その消費行動を通じて市内産業の振興に寄与するよう努める。

(市民の理解及び協力)

第8条 市民は、この条例の基本理念を理解し、市内産業及びまちづくりの発展のため、産業振興施策への協力を努める。

- 2 市民は、市の歴史、文化及び産業について理解を深め、主体的にまちづくりに参加するよう努める。
- 3 市民は、消費者としての行動が市内産業に与える影響を理解し、その消費行動を通じて市内産業の振興に寄与するよう努める。

(学校の役割)

第9条 学校は、次世代の地域産業を担う人材の育成のため、この条例に基づく産業振興施策に協力するよう努める。

- 2 学校は、市の歴史、文化及び産業についての理解を深めるための事業を実施するよう努める。

(産業振興計画)

第10条 市長は、産業振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、産業振興に関する

計画（以下「産業振興計画」という。）を策定するものとする。

- 2 産業振興計画は、第3条に規定する基本理念及び第4条各号に掲げる基本の方針を踏まえたものでなければならない。
- 3 市長は、産業振興計画の策定、変更又は評価をするに当たっては、事業者、勤労者、市民、有識者等の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、産業振興計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前項の規定は、産業振興計画の変更について準用する。

（委任）

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。